

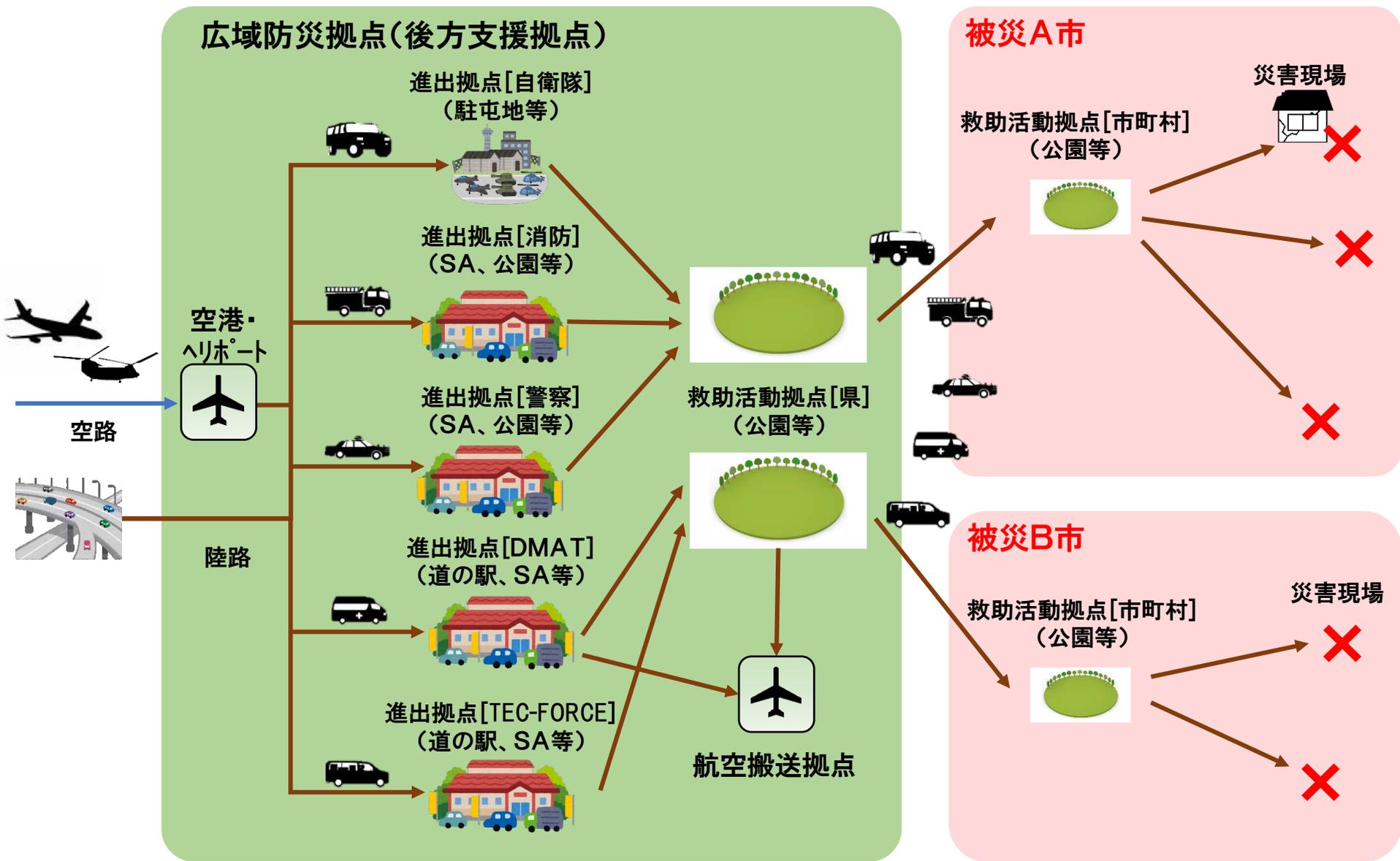


# 広域防災拠点(後方支援拠点)の定義

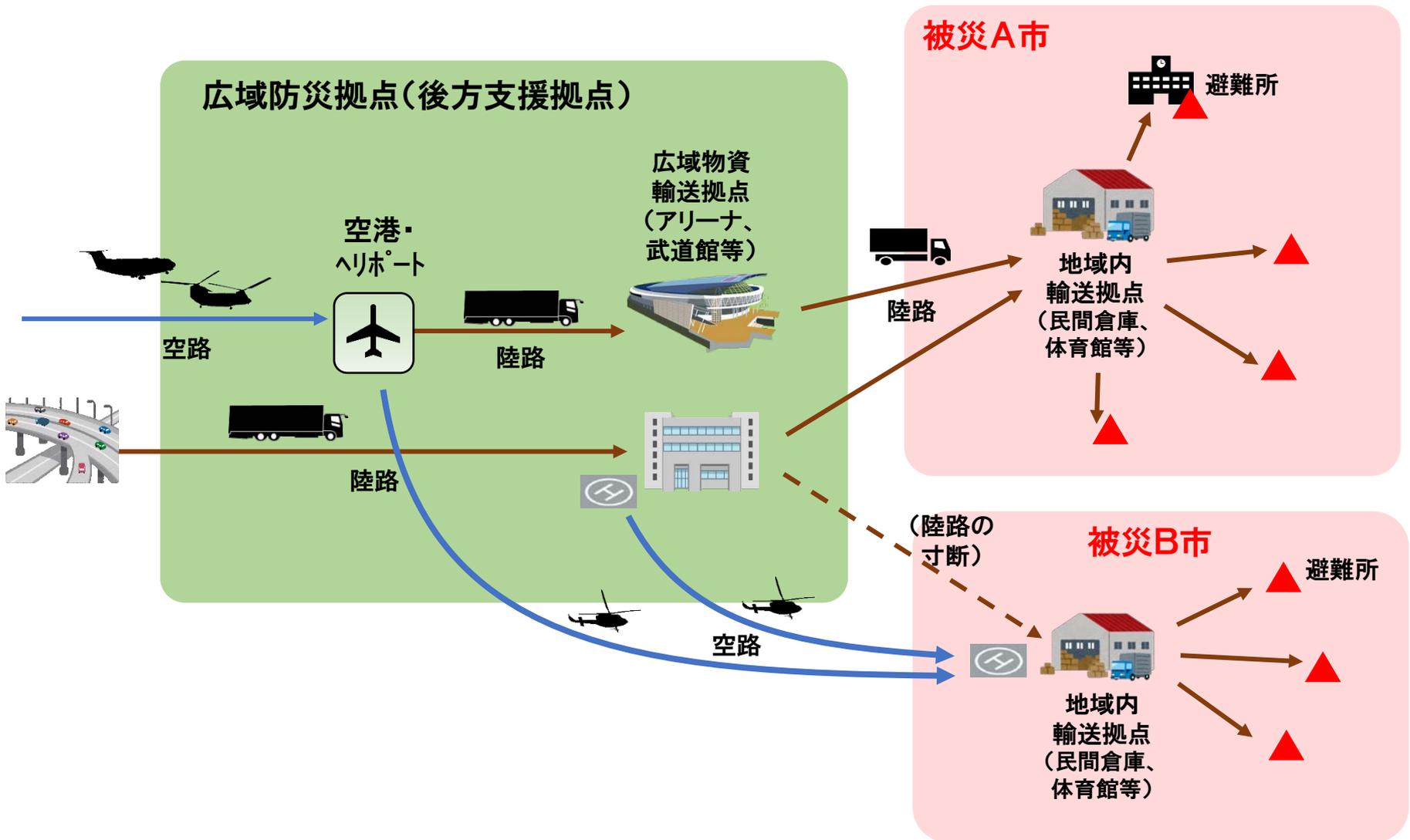
拠点	定義※	備考
広域防災拠点 (後方支援拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点 (上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている)</li> </ul>	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県において下線部を加筆</li> </ul>
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの</li> <li><u>電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県において下線部を加筆</li> </ul>
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの (県内の航空搬送拠点)</li> <li>県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。</li> <li>(県外の航空搬送拠点)</li> <li>長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県において下線部を加筆・変更</li> </ul>
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの</li> </ul>	
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点</li> </ul>	
被災地内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点(振興局の庁舎等を想定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県において定義</li> </ul>

※ 出典「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府、H29.6)」に加筆

# 広域防災拠点(後方支援拠点)の利用イメージ(応援部隊)



# 広域防災拠点(後方支援拠点)の利用イメージ(支援物資)



# 広域防災拠点(後方支援拠点)の利用イメージ(応援職員)

## 広域防災拠点(後方支援拠点)



陸路

進出拠点  
(被災地域外の合同庁舎等)



## 被災振興局Aの管内

被災市町村



被災地域内  
進出拠点  
(合同庁舎等)



## 被災振興局Bの管内

被災市町村



被災地域内  
進出拠点  
(合同庁舎等)

